

宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する規則

(令和5年3月31日規則第1号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準 用)

第2条 延岡市個人情報の保護に関する規則（令和5年延岡市規則第15号）は、宮崎県北部広域行政事務組合の個人情報の取扱い等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。